

「社会保険等にかかる医療の所得金額の計算に関する明細書」の記載上の留意点(三重県)

総収入金額の区分は、この表により(A)社会保険分の医療収入(B)その他の収入(C)その他の収入に含まない(D)別計算分に区分して計算してください。なお、注書きにより例外がありますのでご注意ください。

※この表は一般的な項目について記載したものであり、記載されていない収入金額については、この一覧表に準じて計上してください。

収入科目	社会保険分の医療収入 (A)	その他の収入に含む (B)	その他の収入に含まない (C)	別計算 (D)
1 社会保険分の医療収入	○			
2 介護保険収入	○(注1)	○(注1)		
3 障害者自立支援医療費	○(注2)			
4 窓口現金収入	○(社会保険分)	○(社会保険分以外)		
5 家族療養費	○(注3)			
6 公費負担分	○(社会保険分)	○(社会保険分以外)		
7 保険等査定増減	○(社会保険分)	○(社会保険分以外)		
8 労働者災害補償保険医療収入		○		
9 自動車損害賠償責任保険収入		○		
10 公害診療収入		○		
11 自費診療収入		○		
12 入院料、ベッド代差額収入		○		
13 健康診断受託医療収入		○		
14 医療相談収入		○		
15 利子補給金、事務取扱手数料		○		
16 付添人食事代収入		○		
17 診断書等証明収入		○		
18 生産品等販売収入		○		
19 受託技工、検査料等収入		○		
20 嘱託医収入		○		
21 受取利息配当金		○		
22 電気、ガス、テレビ、寝具等使用料		○		
23 不用品売却収入		○		
24 有価証券売却益				○
25 看護学校収入		○		
26 従業員給食収入			○	
27 院内保育の保育料収入			○(従業員使用分)	
28 社宅・寮・駐車場使用料収入		○(役員使用分)	○(従業員使用分)	
29 企業年金払戻金			○	
30 仕入れ値引			○	
31 自動販売機収入		○		
32 歯ブラシ・おむつ等販売収入		○		
33 印紙等販売収入		○ 販売差益のみ	○	
34 販売手数料		○		
35 各種補助金等			○(注4)	
36 業務の対価となる助成金等		○(注5)		
37 各種(旅行・忘年会)協賛金		○		
38 満期保険金・解約返戻金		○ 運用益部分のみ	○	
39 保険等の配当金		○		

40	生命保険金 損害保険金		○(注6)	○(注7) 支払相当額と相殺されたもの又は 圧縮損等により収益反映しないもの	
41	償却資産売却益		○ 取得価額を超える部分のみ	○	
42	施設等利用料		○		
43	土地譲渡益等				○
44	その他事業に係る所得		○(軽微なもの)		○
45	各種引当金・準備金の繰戻額			○	
46	租税還付金			○	
47	還付加算金		○		
48	消費税			○(注8)	
49	剰余分配金(医師会の保険割戻金など)			○	
50	債務免除益			○	
51	現金過不足			○	

(注1)介護保険収入及び生活保護法に規定する介護扶助に係る収入のうち地方税法第72条の23第3項で定める社会保険医療収入に限ります。
詳しくは別添資料「介護保険法の規定に基づくサービスの種類による計上区分」を参照してください。

(注2)障害者療養介護医療費、児童福祉法における肢体不自由児通所医療費、障害児入所医療費を含みます。

(注3)保険外併用療養費、入院時食事療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費も同様の扱いです。

(注4)国又は地方公共団体(これらに準ずる公益法人等の公的機関を含む)から収入した、施設整備に対する補助金・雇用調整助成金・借り入れに対する助成金等が該当します。但し、補助等の目的のために支出した金額を超える部分は「その他収入」に含みます)

(注5)医療保健業に対する業務の対価として支払われる委託料、救急医療協力金等が該当します。

(注6)滅失した資産の取得価格を上回る金額、修理費用の実費相当額を超える金額、休業補償、所得補償等の保険金は「その他の収入」に含みます。

(注7)「支払相当額と相殺されたもの」とは、賠償保険金等の内、事故当事者又はその親族へ支払った金額をいい、「圧縮損等により収益反映しないもの」とは、法人税法上損金算入が認められる収入金額をいいます。

(注8)消費税(地方消費税含む「以下同じ」)課税事業者で、税込会計方式を採用している場合、収入金額に含まれる消費税相当額はその他収入に含みません。但し、税抜経理方式を採用し、簡易課税制度の適用がある場合で、益金として計上した消費税差額はその他収入に含みます。